

小樽ブランド普及事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に事業所若しくは事務所を有する企業又は市内で農業その他の事業を営む者(以下「市内企業」という。)が製造等(製造、加工、又は生産をいう。以下同じ)した商品を広く紹介する事業(以下単に「事業」という。)を実施することにより、地場産品の普及と振興を通じて地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(事業の名称)

第2条 事業の名称は、小樽ブランド普及事業とする。

(対象商品)

第3条 事業の対象となる商品は、市内企業が製造した商品のうち、次に掲げる商品(以下「受賞等商品」という。)とする。

国若しくは北海道又はこれらの外郭団体から賞を受けた商品

全国規模又は全道規模の業界団体から賞を受けた商品

全国規模又は全道規模の展示会、品評会等において賞を受けた商品

国又は北海道の施策に基づく認定等を受けて製造等した商品

小樽市中小企業等振興条例(平成7年小樽市条例第27号)第6条に規定する新技術及び新製品開発助成の指定を受けた商品

前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして市長が認める商品

(紹介の方法)

第4条 第1条に規定する商品の紹介は、受賞等商品を「お墨付きの小樽ブランド」として、市のホームページに掲載することにより行う。

2 前項の規定によりホームページに掲載する事項は、次に掲げるものとする。

受賞等商品の名称及び写真

受賞等商品についての概要

製造した企業の名称

前3号に掲げるもののほか、受賞等商品の普及にとって必要な事項

2 前項に規定する受賞等商品の掲載(以下「ホームページ掲載」という。)は、受賞等商品となった日から3年間行うものとする。

(ホームページ掲載の申請)

第5条 ホームページ掲載を希望する企業は、お墨付きの小樽ブランドホームページ掲載申請書(様式)により、市長に申請するものとする。

2 前項の規定による申請に際しては、受賞等商品であることを証する賞状その他のものを提示するものとする。

(ホームページ掲載の実施)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、当該商品が受賞等商品であると認めるときは、当該商品についてホームページ掲載を行うものとする。

（掲載企業の報告等）

第7条 前条の規定によりホームページ掲載をされた企業（以下「掲載企業」という。）は、事業による効果等を市長に報告するものとする。

2 掲載企業は、前条の規定によりホームページ掲載をされた商品（以下「掲載商品」という。）の製造を中止したときは、速やかにその旨を市長に届け出るものとする。

（ホームページ掲載の中止）

第8条 市長は、掲載商品について、ホームページ掲載をすることが不相当であると認める事由が生じたときは、当該ホームページ掲載を中止することができる。

（事業の推進体制）

第9条 事業は、産業港湾部産業振興課（以下「産業振興課」という。）が所管する。

2 産業振興課は受賞等商品の把握に努めるとともに、産業港湾部内の各課（観光振興室を含む。）は事業の推進に当たり連携を図るものとする。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、産業港湾部長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱は、平成19年4月1日以降に受賞等商品となった商品について適用する。

様式（第5条関係）

年 月 日

小樽市長

様

（住所）

（企業名）

（代表者名）

印

お墨付きの小樽ブランドホームページ掲載申請書

下記の商品について、お墨付きの小樽ブランドとして貴市のホームページに掲載してほしいので、小樽ブランド普及事業実施要綱第5条の規定により申請します。

記

受けた賞等の名称	
賞の授与等をした機関の名称	
賞等を受けた日	
賞等を受けた商品の名称	
受賞等の経緯	
賞等を受けた商品の概要	
製造等した企業の名称、連絡先及びホームページアドレス	（企業名）
	（住所、電話番号）
	（ホームページアドレス）